

【別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院について】

当院は他の保険医療機関と地域における在宅医療の支援に係わる連携体制を構築している病院であって、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している在宅療養支援病院として九州厚生局へ届出をしています。

患者さんが住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう患家の求めに応じて24時間往診可能な体制を確保し、または24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保することで、緊急時に患者さんが直ちに入院できるなど、必要に応じた医療・看護を提供できる病院のことです。

連携医療機関

- ・へつぎ診療所
- ・おおの診療所
- ・いざなみ診療所

【介護保険施設等連携往診加算】

当院は介護保険施設と連携し、緊急時の24時間往診可能な連絡体制と、定期的なカンファレンスを実施することで安心して施設での生活を送れる体制を構築しています。

連携施設

- ・特別養護老人ホーム白水長久苑

天心堂へつぎ病院 事務長